



長野県報

6月13日(月)
平成17年
(2005年)
第1667号

目 次

告 示

長野県不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）の一部改正（青少年家庭課）	1
国土調査法に基づく地籍調査実施計画の国土調査としての指定（農村整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	2
公共測量の終了（監理課）	2
公共測量の実施（監理課）	2
土木費補助金交付要綱（昭和36年長野県告示第137号）の一部改正（河川課）	2

公 告

争議行為の公表（労政課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	3
一般競争入札（医務課県立病院室）	3
正誤（厚生課）	4
正誤（農村整備課）	4

告 示

長野県告示第287号

長野県不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）の一部を次のように改正します。

平成17年6月13日

長野県知事 田中康夫

第6第6項を同第6第7項とし、同第6第5項を同第6第6項とし、同第6第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同第6第5項とし、同第6第3項中「指定医療機関」の次に「(第2項の医療機関を除く。以下同じ。)」を加え、「12月31日までに」を「1月1日から12月31日の間に治療を開始した症例について」に、「知事に」を「翌年の12月31日までに、知事に」に改め、同項を同第6第4項とし、同第6第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同第6第3項とし、同第6第1項の次に次の1項を加える。

2 特定不妊治療費助成事業実施要綱第5第1項の規定により他の地方自治体の知事又は市長が指定した医療機関は、前項の規定にかかるらず、第3第2項に規定する指定を受けたものとみなす。

この場合において、当該医療機関が同要綱第5第1項の規定により他の地方自治体の知事又は市長がした指定を取り消されたときは、第3第2項に規定する指定は、取り消されたものとみなす。

様式第1号中

申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日	
---------	--	-------------------	--

を

過去に他の地方自治体から特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがありますか。
・ない
・ある（自治体名） 助成時期 年 月

申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日	
---------	--	-------------------	--

に改める。

附 則

- この要綱は、公布の日から施行する。
- この要綱の施行の日の前日において既に特定不妊治療費助成事業実施要綱第5第1項の規定により他の地方自治体の知事又は市長が指定した医療機関は、この要綱による改正前の長野県不妊治療費助成事業実施要綱第3第2項に規定する指定を受けたものとみなす。

青少年家庭課

長野県告示第288号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成17年6月13日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠柄原の一部	平成17年12月26日まで
千曲市	千曲市大字千本柳の一部	平成18年3月31日まで
中条村	上水内郡中条村大字住良木の一部	平成18年3月31日まで

農村整備課

長野県告示第289号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成17年6月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第290号

北相木村長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年6月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類
公共測量（北相木村都市計画図作成）
- 2 作業期間
平成16年9月1日から平成17年3月25日まで

3 作業地域

北相木村

監理課

長野県告示第291号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年6月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類
公共測量（松本市都市計画基本図作成）
- 2 作業期間
平成17年6月15日から平成18年3月20日まで
- 3 作業地域
松本市東部地域

監理課

長野県告示第292号

土木費補助金交付要綱（昭和36年長野県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年6月13日

長野県知事 田 中 康 夫

別表の河川改修事業補助の項中

「 一級河川及び二級河川以外の河川の改修事業の施行に直接必要な経費のうち、右欄に掲げるもの	」 を 「 一級河川及び二級河川以外の河川の改修事業の施行に直接必要な経費のうち、右欄に掲げるもの
	に

改める。

河川課